

神戸市立自然の家条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第54号

神戸市立自然の家条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市立自然の家条例施行規則（平成31年3月規則第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(休所日)</p> <p>第2条 自然の家の休所日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>火曜日（11月から翌年の3月までの期間に限る。）</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>2 指定管理者は、特に必要と認めるときは、臨時に休所日を変更し、又は設けることができる。</p> <p><u>(行為の禁止)</u></p> <p>第3条 <u>条例第7条に規定する規則で</u></p>	<p>(休所日)</p> <p>第2条 自然の家の休所日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>月曜日（4月から10月までの月曜日を除く。）</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>2 <u>条例第11条第1項に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）</u>は、特に必要と認めるときは、臨時に休所日を変更し、又は設けることができる。</p> <p><u>(使用者の範囲)</u></p> <p>第3条 自然の家を使用できる者は、</p>

定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 使用許可を受けた施設以外の施設への立入り

(2) 騒音又は大声を発する行為、暴力を用いる行為その他他人に迷惑を及ぼす行為

(3) 所定の場所以外の場所又は所定の時間以外の時間での飲酒又は喫煙その他火気の使用

(4) 許可を受けないで物品の販売、貸付その他の営利行為を行うこと

(5) 許可を受けないで旗、幕、看板又は貼り紙その他これらに類するものの掲揚又は掲示を行う行為

(6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が自然の家の管理運営上支障があると認める行為

(指定管理者の指定の申請に係る書類)

第4条 条例第12条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 指定申請書（団体の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先並びに指定管理者の指定を受けたい旨を記載した書面をいう。）

(2) 自然の家の管理に係る人員の配置計画に関する書類

次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学校教育法第1条に定める学校の幼児、児童、生徒又は学生及びその引率者

(2) 一般青少年団体及びその引率者

(3) 生涯学習に係る活動を行う団体

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が適当であると認める者

(使用料の納付)

第4条 使用料は前納とする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 使用料以外の費用を負担する場合においては、使用終了後直ちにその額を納付しなければならない。

(3) 自然の家の管理に関する業務の
収支予算書

(4) 定款又は寄附行為及び登記事項
証明書（法人以外の団体にあつて
は、これらに相当する書類）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市
長が必要があると認める書類

（使用料の減免）

第5条 条例第8条に規定する使用料
の減免は、次に掲げるとおりとす
る。

(1) 市の機関が自然の家の事業とし
て使用する場合 免除

(2) 学校教育法第1条に規定する学
校（大学を除く。）の幼児、児童、
生徒又は学生及びその引率者が教
育課程又は授業科目に基づく学習
活動を行う場合

ア 条例別表第1号に定める使用
料 5割減

イ 条例別表第2号に定める使用
料 免除

(3) 前2号に掲げるもの以外の者が
使用する場で、地方公共団体の
機関が条例第1条に規定する目的
を達成するために使用する場合
5割減

(4) 前3号に掲げるもののほか、指
定管理者が必要と認める場合 指
定管理者が定める額

(遵守事項)

第6条 条例第4条第1項の許可を受けた者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 使用許可を受けた施設以外に立ち入らないこと。

(2) 騒音又は大声を発し、暴力を用いる行為その他の他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(3) 施設内及びその周辺において、所定の場所及び時間以外で飲酒をしたり、所定の場所以外において喫煙し、その他火気を使用しないこと。

(4) 施設内及びその周辺において物品の販売その他の営利行為をしないこと。

(5) 許可なく旗、幕、看板又は貼り紙その他これらに類するものの掲揚又は掲示をしないこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、職員の指示に従うこと。

(施行細目の委任)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、文化スポーツ局長が定める。

附 則

1 [略]

(指定管理者不在等期間における施

(施行細目の委任)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

1 [略]

(指定管理者不在等期間における施

設の管理に関する業務)

2 市長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間における第2条第2項及び第3条第6号の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

設の管理に関する業務)

2 市長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間 (以下「指定管理者不在等期間」という。)における第2条第2項、第3条第4号、第4条第1項、第5条第4号の規定の適用については、第2条第2項中「条例第11条第1項に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）」とあるのは「市長」と、第3条第4号、第4条第1項、第5条第4号中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

附 則

この規則は、神戸市立自然の家条例の一部を改正する条例（令和5年9月条例第6号）の施行の日から施行する。